

公的研究費管理規程

* 平成22年5月31日 制定, 平成22年6月1日 施行

* 平成28年10月25日 改定, 平成28年10月26日 施行

公的研究費管理規程

この規程は、国民の税金を財源とする公的研究費の管理・運営を公正・適正に行うことを目的として制定されたものであって、会社と従業員は、それぞれの担当する経営、職務について責任をもって誠実にその業務を遂行することにより、この目的を達成しなければならない。

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公的研究費の管理・運営について必要な事項を定めることにより、foo.log株式会社（以下、「会社」という。）又は会社に所属する社員が研究費の管理及び運営を適正に行うことを目的とする。

(定義)

第2条 公的研究費とは、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人（以下、「配分機関」という。）から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

(適用範囲)

第3条 公的研究費について、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人に別途定めがある場合にはそれによるものとする。

第2章 責務

(会社の責務)

第4条 会社は、会社又は会社に所属する社員が公的研究費の交付を受けて研究を行う場合、法令及び社内規程等に従って会社としての公的研究費の管理・運営を行う責任を果たすものとする。

(社員の責任)

第5条 社員は、公的研究費による学術研究が社会から負託された公共的、公益的

な知的生産活動であることを念頭において本規程を遵守するとともに、公的研究費の使用に関して、公正かつ効率的な使用に努めなくてはならない。

2. 公的研究費の執行に関係する全ての社員は公的研究費の管理・運営に関する責任を果たすことを、文書により誓約しなければならない。

第3章 責任者

(最高管理責任者)

第6条 代表取締役は会社の公的研究費に関する管理・運営について、最高管理責任者として総括する。

2. 最高管理責任者は、公的研究費の管理・運営に関する計画の策定及び推進並びに進捗管理及び報告について全責任を負うものとする。

(統括管理責任者)

第7条 研究開発担当取締役は、会社の公的研究費に関する管理・運営について、統括管理責任者として最高管理責任者を補佐する。

2. 統括管理責任者は、公的研究費の管理・運営を統括するとともに、社内の公的研究費の運営管理が正確に処理されるよう努めなければならない。
3. 統括管理責任者は、公的研究費の管理事務の内、特に重要な事項については事前に最高管理責任者と相談し、同意を得るものとする。

(コンプライアンス推進責任者)

第8条 コンプライアンス推進責任者は、主任研究員とする。

2. コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者を補佐し、自己の管理監督又は指導する研究プロジェクトにおける公的研究費の適正な執行確保に努めなければならない。

第4章 研修・相談

(研修)

第9条 最高管理責任者及び統括管理責任者は、社員に公的研究費の管理・運営に関する研修を受講させなければならない。研修内容は不正防止計画推進班が決定する。研修の実施、受講状況の管理はコンプライアンス推進責任者が行う。

2. 公的研究費の執行に関係する社員は、定期的な研修を受けなければならない。未受講者は公的研究費の執行に関係することができない。
3. コンプライアンス推進責任者は、研修の実施にあたって受講者の理解度を把握し、理解度が低い受講者に対して再教育を行う。

4. コンプライアンス推進責任者は、研修内容の見直しおよび規程類の改定に役立
てるため、理解度把握結果を不正防止計画推進班に報告する。

(相談窓口)

第10条 社内外からの公的研究費の管理・運営に関する相談窓口を、経営管理部門
の経理担当に置く。

2. 社員から公的研究費の管理・運営に関して相談を受けた場合、経理担当者は関
係部署と連携して、速やかに対処しなければならない。

第5章 不正防止

(不正の防止に対する責任)

第11条 最高管理責任者は、会社における公的研究費の管理・運営に係る不正の発
生の防止に努めなければならない。

2. 総括管理責任者は、コンプライアンス推進責任者から公的研究費の管理・執行
状況について報告を受け、会社における不正防止の実施状況を最高管理責任者
に報告しなければならない。
3. 統括管理責任者は、会社における公的研究費の管理・運営に係る不正の要因を
把握・分析し、不正防止計画を策定・推進するとともに、不正防止計画の進捗
状況を年2回以上最高管理責任者に報告しなければならない。
4. コンプライアンス推進責任者は、自己の自己の管理監督又は指導する研究プロ
ジェクトにおいて、社員が適切に公的研究費の管理・執行を行っているかモニ
タリングを行い、総括管理責任者に報告し、必要に応じて改善を指導しなけれ
ばならない。

(不正防止計画推進部署)

第12条 事業全体の観点から不正を防止するため、不正防止計画推進班を設置し、
職員を啓蒙するための研修や必要に応じた不正防止計画の策定・実施を行う。

(不正防止計画推進班の業務)

第13条 不正防止計画推進班は、次の各号に掲げる業務を行う。

1. 不正発生要因の実態の把握及び検証
2. 不正防止計画の策定及び推進
3. 不正防止計画の進捗状況の把握及び改善
4. 社内ルールの一貫に関する提言
5. 研修内容の決定
6. 行動規範の策定
7. その他公的研究費の不正防止に関する事項

2. 不正防止計画推進班の班長は、最高管理責任者とする。
3. 不正防止計画推進班の事務は、統括管理責任者が所管する。

(物品の発注と検収)

第14条 研究に必要な物品は、職務分掌・職務権限規程に基づく決裁権者又は決裁権者の指定するものが、研究者からの依頼に基づき発注と検収を行い、研究者に物品の引き渡しを行うものとする。

2. 但し、研究者自身が決裁を行なう場合に限っては、統括管理責任者が発注と検収を行うものとする。
3. 前項に関わらず、研究者自身が決裁権の範囲内で立替精算により物品を発注・受領した場合は、統括管理責任者が物品の確認を行うことで検収を行なうものとする。

(不正を行った業者への対応)

第15条 公的研究費の不正使用に関与した業者については、その業者名、所在地、業種等を公開するとともに、取引停止の処分を行う。必要があれば、法的な責任の追求を行う。

2. 最高管理責任者は、取引業者に対して、不正を行わない旨を記した誓約書の提出を求めることができる。

(監査)

第16条 公的研究費の適正な管理のため、モニタリング及び内部監査を実施する。

2. モニタリングについては支出状況の定期的な確認など、適正管理に向けた取組を実施する。
3. 内部監査の実施の対象及びその数等については、配分機関の指導があればそれに従うものとし、その他の場合には最高管理責任者が必要な事項を定める。
4. 内部監査は、不正防止計画推進班と連携して、最高管理責任者が任命した社員が行うものとする。
5. 会社の全構成員は内部監査に協力する義務を有する。
6. 内部監査の結果は不正防止計画推進班に報告され、不正防止計画の改善に役立てられるものとする。

(使用に関するルールの相談窓口)

第17条 公的研究費の使用に関するルール等について、社内外からの相談を受ける相談窓口を経営管理部門の経理担当者に設置する。

(通報窓口の設置)

第18条 内外からの公的研究費の不正に関する通報を受け付けるため、不正防止計画推進班に通報窓口を置く。

2. 通報を受けた場合、また報道等によって不正の疑義が指摘されていることを知

った場合にあつては直ちに最高管理責任者に報告する。

3. 最高管理責任者は通報を受け付けた場合は、30日以内に、通報の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、通報内容と当該調査の要否を配分機関に報告する。
4. 調査が必要と判断された場合は、最高管理責任者は経営管理担当取締役を委員長として調査委員会を設置し調査を実施させる。但し、経営管理担当取締役が不正に関与していることが疑われる場合は他の取締役から委員長を指名する。
5. 調査委員長は、会社に属さず、会社・通報者・調査対象者と利害関係の無い第三者2名を指名し調査委員とする。
6. 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。
7. 最高管理責任者は、調査対象となっている者に対し、必要に応じて公的研究費の使用停止を命じることとする。
8. 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。
9. 調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。
10. 調査委員会は、通報の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出するものとする。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出するものとする。また、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告するものとする。
11. 調査委員会は、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出するものとする。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。
12. 最高管理責任者は、認定された不正の内容、背景、動機等を総合的に判断し、就業規則に従って不正に関与した社員の懲戒処分を行う。また、私的流用など、行為の悪質性が高い場合には、刑事告発や民事訴訟の提起を行うことを妨げない。
13. 不正が認定された場合には、最高管理責任者は調査結果を公開し、是正処置及び再発防止措置をとらなくてはならない。
14. 通報者について、最高管理責任者はその保護に配慮しなければならない。通報者を特定・推定できる情報は通報窓口・最高管理責任者・調査委員長以外が知ることができないようにしなければならない。
15. 顕名による通報の場合、原則として、通報に基づき実施する措置の内容を通報者に通知する。

第6章 雑則

(情報の公開)

第19条 会社は公的研究費の管理・運営に関する情報のうち、本規程の他、次の各号に掲げる情報を公開するものとする。

1. 本規程の定める責任者の役職
2. 公的研究費に係わる課題名等の基本情報
3. 本規程の定める相談・通報窓口および通報者の保護に関する事項
4. 取引業者の不正関与に関する処分方針
5. その他、最高管理責任者が必要と認める事項

< 附則 >

(管理責任)

第20条 この規程の管理責任部署は、経営管理部門とする。

(改廃)

第21条 この規程の改廃は、「規程等管理規程」の定める手続きに従い行うものとする。

(施行)

この規程は、2010年6月1日より実施する。

この規程は、2016年10月25日に改定し、2016年10月26日より実施する。

当会社の公的研究費管理規程である

平成28年10月25日

東京都文京区本郷4丁目37番17号

foo.log株式会社

代表取締役 小川 誠